

○山口県警察人身安全対策本部設置要綱（例規通達）

平成26年3月25日
生企第277号
生地第148号
刑企第200号
刑機第40号

（設置）

第1条 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、保護事案、児童・高齢者・障害者虐待事案及び子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい事案（以下「人身安全関連事案」という。）について一元的に対処するため、警察本部に、人身安全対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

（任務）

第2条 対策本部は、人身安全関連事案の情報を集約して事態を把握し、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導、助言及び支援を行うことを任務とする。

（組織）

第3条 対策本部は、人身安全対策本部長、人身安全対策副本部長及び人身安全対策本部員をもって組織する。

- 2 人身安全対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、生活安全部人身安全・少年課長をもって充てる。
- 3 人身安全対策副本部長（以下「対策副本部長」という。）は、生活安全部人身安全対策官をもって充てる。
- 4 人身安全対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 生活安全部人身安全・少年課の課員
 - (2) 刑事部刑事企画課で指導を担当する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、次に掲げる者のうちから警察本部長が指名する者
 - イ 地域部自動車警ら隊の隊員
 - ロ 刑事部捜査第一課で特殊犯を担当する者
 - ハ 刑事部捜査第一課で強行犯特捜を担当する者
 - ニ 刑事部組織犯罪対策課で暴力捜査を担当する者
 - ホ 刑事部組織犯罪対策課で暴力特捜を担当する者
 - ヘ 刑事部機動捜査隊の隊員

（対策本部長及び対策副本部長）

第4条 対策本部長は、対策本部を代表する。

- 2 対策副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、生活安全部人身安全・少年課において処理する。

(その他)

第6条 対策本部長及び警察署長は、人身安全関連事案に迅速かつ的確に対応するため、緊密な連携を図り、相互に協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策室設置要綱の廃止)

2 山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策室設置要綱(平成23年3月25日付け山口生企第275号)は、廃止する。

(山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱の一部改正)

3 山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱(平成23年3月25日付け山口生企第276号ほか)の一部を次のように改正する。

第2条中「生活安全部生活安全企画課ストーカー・配偶者暴力対策室(以下「対策室」という。)」を「山口県警察ストーカー・配偶者暴力対策本部(以下「対策本部」という。)」に改める。

第4条第1項及び第2項並びに第5条第1項中「対策室」を「対策本部」に改める。

附 則 (平成26年10月7日山口生企第798号・山口生地第425号・山口生少第230号・山口刑企第636号・山口刑機第138号)

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日付け山口警務第260号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日付け山口生企第310号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(ストーカー対策実施要領の一部改正)

2 ストーカー対策実施要領(平成18年1月16日付け山口生企第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱の一部改正)

3 山口県警察女性犯罪被害相談電話の設置及び運用要綱(平成23年3月25日付け山口生企第276号ほか)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成29年3月24日付け山口警務第244号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日付け山口警務第180号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日付け山口警務第217号山口県警察広域機動捜査班設置運営要綱等の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月1日付け山口警務第125号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月28日付け山口警務第157号山口県警察の組織改編に伴う関係例規通達の一部改正について(例規通達)による改正附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。